

# 第1回改善検討会の主な意見と 事務局提案について

# 「義肢装具士学校養成所指定規則」、「義肢装具士養成所指導ガイドライン」等の教育に関連する見直しの主な検討事項 —要望書事項の全体像—

第1回義肢装具士学校養成所  
カリキュラム等改善検討会

資料4

令和3年9月1日

## 1. 教育内容及びその単位数の見直しに関する事項

### (1) 義肢装具士法第14条1～3項の指定施設における教育内容及びその単位数の見直しについて

義肢装具士を取り巻く環境から求められる教育とするため、学校養成所の指定基準などの見直しの検討をする。

## 2. 臨床実習の在り方に関する事項

### (1) 臨床実習の1単位の時間数の見直しについて

臨床実習外で自己学習等がある現状を踏まえ、加味した1単位の時間数とすることについて検討をする。

### (2) 臨床実習指導者の要件について

臨床実習を行う施設における臨床実習指導者の配置要件として追加する事項の検討をする。

## 3. その他に関する事項

### (1) 教育上必要な機械器具、標本及び模型について

教育内容の見直しに即した機械器具、標本及び模型として、標準に整備する品目について検討する。

## 1. 義肢装具士法第14条1～3項の指定施設における教育内容及びその単位数の見直しについて

- 法制定当時は思惑あって第14条の2項、3項をたてたと理解するが、一度も活用していないことから今後どうすべきかを課題として考えるべき。
- 医療介護分野の中でリハビリテーションや介護用ロボットは多く用いられている状況を考慮し、教育内容として明示的に含まれるようすべき。
- リハビリテーションロボット分野は、福祉用具学の中に追記すべきではないか。
- 各養成施設は臨床実習の必要性を認識し殆どが現行4単位であるところ、10単位以上行っている実情にある。
- 臨床実習の単位数を10単位へ増やす提案は10校全て了解をいただいている。
- 臨床実習の内訳を義肢学、装具学、福祉用具学に区分することで、網羅的に実習できるようにすべきではないか。
- 実情を鑑みると臨床実習は義肢学、装具学、福祉用具学の専門的な教育を行うことよりも、臨床実践能力やコミュニケーション能力等を高め、多職種チームアプローチを十分理解することに主眼を置かないと臨床実習が成り立たない。
- 分野別の実習や実習必須項目の作成は将来的な課題としたい。

## 2. 教育上必要な機械器具、標本及び模型について

- 「福祉用具（車椅子・歩行補助杖・座位保持装置以外）」の新設要望の項目は、義肢装具ではない福祉用具や補装具とされる分野を網羅したい意図の項目であるが、より分かりやすくすべき。

# 義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会(第1回)で構成員よりいただいたご意見

## 3. 臨床実習に関して

- 義肢装具士は義肢装具の製作施設から医療施設等に移動して採型や適合の業務を行っており、臨床実習はその義肢装具士に帯同し、移動の時間を活用して振り返り学修を実施している。
- 現在の臨床実習受入先は、装具に特化した企業が非常に多く、義肢は行っていない企業等もある。
- 現状で義肢・装具・福祉用具をまとめて実施する製作施設は、全国の中でも比較的大きな特定の製作施設しかない。
- 残業が多い臨床実習受入れ施設によっては、学生の臨床実習が週45時間以上となることが多い。
- 医療施設等から帰社する時間の多くが定時を超えることが一般的となっている。
- 指導者の時間外勤務とともに臨床実習で遅くまで指導を受ける日がある場合には、その分の配慮はすべき（例えば土曜日を休みにする、翌日午後から休みにする、等）。
- 学生からの希望があっても夜10時、11時まで連日臨床実習を行うことがないようにしてほしい。

## 4. 臨床実習の1単位の時間数の見直しについて

- 学生の安心・安全を前提とした臨床実習であるべきであり、1週間当たりの実習時間を45時間以上超えて実施しないようにしてほしい。
- 基本的には臨床実習期間は臨床実習先が学生を管理をするため、臨床実習の契約を結ぶ際に週45時間を超えないような取扱いをお願いしたい。
- 学生の過度な実習にならないよう配慮してほしい。
- 40時間以上45時間未満（1単位）を5単位分にて5週間の中で行う等というように臨床実習の契約を結ぶ取り決めに見直せないか。

## 5. 臨床実習指導者の要件について

- 要件案に車椅子やシーティング業界等の義肢装具士がいない施設での臨床実習を想定し、「福祉用具分野において5年以上の実務経験を要する者」とある一方、「義肢装具士が配置されていることが望ましい」との文言は矛盾が生じている。
- 福祉用具専門分野（車椅子やシーティング業界等）には、義肢装具士がいることが少ない。
- 福祉機器の指導者が少ないため、福祉機器の実務経験が5年ある方を指導者とする考えは現実的に理解できる。
- 義肢装具士・医師の教育職は、5年の実務経験といっても様々であり、細かな取決めなく指導者と認めるならば、せめて国として決めた指導要綱の中での指導者としてはどうか。

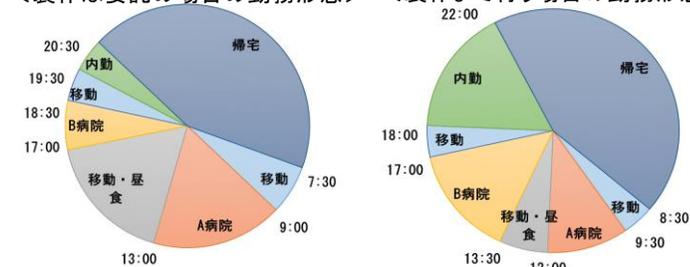
## (再掲) 構成員よりいただいたご意見

- 各養成施設は臨床実習の必要性を認識し殆どが10単位以上行っている実情にある。
- 現在の臨床実習受入先は、装具に特化した企業が非常に多く、義肢は行っていない企業等もある。
- 実情を鑑みると臨床実習は義肢学、装具学、福祉用具学の専門的な教育を行うことよりも、臨床実践能力やコミュニケーション能力等を高め、多職種チームアプローチを十分理解することに主眼を置かないと臨床実習が成り立たない。
- 医療施設等から帰社する時間の多くが定時を超えることが一般的となっている。
- 指導者の時間外勤務とともに臨床実習で遅くまで指導を受ける日がある場合には、その分の配慮はすべき（例えば土曜日を休みにする、翌日午後から休みにする、等）。

## 第1回検討会 参考資料5 一部抜粋 (関係団体提供資料)

- 義肢装具士の業務形態は、義肢装具関連施設から医療施設にいる患者の所へ移動し、義肢装具の採型・採寸、適合を行い、その情報を持ち帰って製作（又は製作委託）を行うこととなり、臨床実習は主にこれらを行う指導者に同伴し、見学等を行う。
- 多くの指導者は、移動時間を活用し臨床業務の講評を行っている。
- 義肢装具の製作は帰社後に残業を伴って実施されており、臨床実習はこれらも含めて見学等により指導を受けている。

＜製作は委託の場合の勤務形態＞      ＜製作まで行う場合の勤務形態＞



## 事務局提案

指導体制を改善するため、臨床実習の単位数引き上げと臨床実習1単位の時間数を見直すとともに、学生の過度な負担をなくすための配慮をしつつ、実習内容に偏りが起きないようにしたうえで実習の理解度を補う以下による対策を組み立ててはどうか。

- 1) 臨床実習の単位数引き上げ  
臨床実習の単位数を医療需要の増大や義肢装具士を取り巻く環境の変化に伴う実情に合わせて4単位から10単位に引き上げる。
- 2) 臨床実習1単位の時間数を見直す  
臨床実習1単位の時間数を実習の講評や実習時間外に行う学修等の実施を考慮し、その時間も含めて45時間以内とする。
- 3) 学生の過度な負担とならぬための配慮  
連日の長時間の実習とならぬよう学生の過度な負担を考慮し、1単位が1週間に収まることを目安に調整する。
- 4) 実習内容に偏りが起きないようにする  
福祉用具部門等の義肢装具以外の実習に偏ることがないように4単位以上はリハビリテーションセンターや病院の義肢装具部門を含む義肢装具関連施設で行うこととし、そのうち1単位以上は医療提供施設において行うこととして臨床実習の実施内容に各養成施設で共通の項目を設ける。
- 5) 実習の理解度を補う  
医療提供施設で行う臨床実習において指導者との実習の講評を必須で行うこととし、実習の理解度を補うこととする。

# 教育内容、教育目標及びその単位数の見直しに関する事項

教育内容、教育目標、これらの単位数について、団体による要望意見とこれに対する構成員意見を踏まえて、現行の教育を以下の通り見直すこととして事務局から提案する。

## <現行>

教育内容	法第14条第1項単位	法第14条第2項単位	法第14条第3項単位	教育目標 ※ <u>下線</u> は、 <b>赤字</b> の対応箇所
	基礎分野	14		
専門基礎分野	13	10	10	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できるようにする。
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	8	6	6	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	5	5	5	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーション医療及び福祉事業の中で義肢装具士が果たすべき役割及び福祉用具について学ぶ。
義肢装具領域における工学	10	8		義肢装具に必要な工学的知識を習得し、義肢装具の研究開発に応用できる能力を養う。
専門分野	19	19	10	義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統的な義肢装具の採型、製作及び適合を行うことができる基礎的能力を養う。
応用義肢装具学	20	20	11	義肢装具の適応となる疾病及び障害について、採型、製作及び適合に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。
臨床実習	4	4	3	義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医療における義肢装具の重要性を理解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チーム医療の一員として責任と役割を自覚する。
合計	93	72	45	



## <事務局提案>

教育内容	法第14条第1項単位	法第14条第2項単位	法第14条第3項単位	教育目標 ※ <b>赤字</b> は、団体要望箇所 ※ <b>緑字</b> は、構成員意見を踏まえ追記した箇所
	基礎分野	14		
専門基礎分野	13	10	10	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できるようにする。
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	9	7	7	健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養う。
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	4	4	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーション医療及び福祉事業の中で義肢装具士が果たすべき役割及び福祉用具について学ぶ。
義肢装具領域における工学	10	8		義肢装具に必要な工学的知識を習得し、義肢装具の研究開発に応用できる能力を養う。
専門分野	17	17	9	義肢装具学の枠組みと理論を理解し、系統的な義肢装具の採型、製作及び適合を行うことができる基礎的能力を養う。 <b>義肢装具製作施設の見学を通じて義肢装具士の業務について理解する。</b>
義肢学	8	8	4	義肢の適応となる切断部位別に採型・採寸、製作、適合、評価に必要な知識と技術を習得し、 <b>問題解決能力を養う。</b>
装具学	12	12	7	装具の適応となる疾病及び障害について理解し、 <b>装着部位別の採型・採寸、製作、適合、評価に必要な知識と技術を習得し、問題解決能力を養う。</b>
福祉用具学	3	3	2	車椅子、座位保持装置、他の福祉用具全般について採寸、製作、適合、評価に必要な知識を習得し、 <b>また、リハビリテーションロボットに関する必要な知識を習得し、問題解決能力を養う。</b>
臨床実習	10	10	9	義肢装具士として基礎的な実践能力を身につけ、医療・ <b>福祉</b> における義肢装具 <b>及び福祉用具</b> の重要性を理解し、かつ、患者への適切な対応について学習し、チーム医療の一員として責任と役割を自覚する。
合計	100	79	52	

# 教育上必要な機械器具、標本及び模型に関する事項

教育上必要な機械器具、標本及び模型として、現行の教育内容見直しに伴い標準として整備する品目を改めるとともに、福祉用具として取りそろえるべき内容を具体的なものとした。

## 義肢装具士学校養成所指導ガイドライン

< 現行（赤字は要望書提案） > ※ 緑字は、構成員意見を踏まえた事務局提案

### 機械器具

品目	数量
解剖学教育用機材	一式
生理学教育用実験機材	一式
運動学教育用筋力測定機械	一式
整形外科学教育用撮影機材	一式
平行棒	15人で1
階段昇降機	1
スプリント製作用機材	一式
図学・製図学教育用機材（CADソフトを含む）	一式
パーソナルコンピューター	4人で1
リハビリテーション工学教育用電機工作機材	一式
帯鋸盤	10人で1 ⇒ 1
プラスチックカッター	10人で1
ハンドドリル ⇒ 電動ドリル	4人で1
カービングマシン	4人で1
ボール盤	15人で1
ベルトサンダー	10人で1
グラインダー	10人で1
ドラムサンダー	10人で1
ジグソー	10人で1
ディスクサンダー	10人で1
電気オープン	10人で1
ヒートガン	4人で1
コンプレッサー	1
真空成形器	10人で1

品目	数量
真空ポンプ	2人で1
計測用機器・工具	人で1
集塵機	一式
定盤	4人で1
作業台	4人で1
電動マシン(平台)	5人で1
八方マシン	1
アライメント治具	1
万力	1人で1
一般工具	各種
筋電義用手用筋電位測定機器	一式
運動解析装置 ⇒ 三次元動作解析装置	1
義手及び各部品	各種
義足及び各部品	各種
装具及び各部品	各種
車椅子(手押し型、普通型、バギー型、スポーツ型、リクライニング型など)	5種以上
電動車椅子	1
座位保持装置	一式
整形靴各種(短靴、チャッカ靴、長靴など)	3種以上
松葉杖(木製、アルミ製など)	2種以上
歩行補助杖(T字杖、4点支持、ロフストランド杖など)	3種以上
歩行器	1
デジタル機器(3Dスキャナー、3DCAD、3Dプリンター等)	1
福祉用具(車椅子、電動車椅子、座位保持装置、松葉杖、歩行補助杖、歩行器を除く)	一式 ⇒ 3種以上

### 標本及び模型

品目	数量
組織標本	一式
人体解剖模型	一式
人体骨格模型	一式
関節種類模型	一式
筋模型	一式
血管系模型	一式
脊髓横断模型	一式
末梢神経系模型	一式

(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、一学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。

# 臨床実習の中で実施する教育内容に関する事項

## 構成員よりいただいたご意見

- 臨床実習の内訳を義肢学、装具学、福祉用具学に区分することで、網羅的に実習できるようにすべきではないか。
- 義肢装具士は義肢装具の製作施設から医療施設等に移動して採型や適合の業務を行っており、臨床実習はその義肢装具士に帯同し、移動の時間を活用して振り返り学修を実施している。
- 現状で義肢・装具・福祉用具をまとめて実施する製作施設は、全国の中でも比較的大きな特定の製作施設しかない。

## (再掲) 臨床実習の事務局提案

### 1) 臨床実習の単位数引き上げ

臨床実習の単位数を医療需要の増大や義肢装具士を取り巻く環境の変化に伴う実情に合わせて4単位から10単位に引き上げる。

### 4) 実習内容に偏りが起きないようにする

福祉用具部門等の義肢装具以外の実習に偏ることがないように4単位以上はリハビリテーションセンターや病院の義肢装具部門を含む義肢装具関連施設で行うこととし、そのうち1単位以上は医療提供施設において行うこととして臨床実習の実施内容に各養成施設で共通の項目を設ける。

### 5) 実習の理解度を補う

医療提供施設で行う臨床実習において指導者との実習の講評を必須で行うこととし、実習の理解度を補うこととする。

## < 現行 >

### 義肢装具士学校養成所指定規則 別表第1 備考

- 1) 臨床実習 4単位

## < 事務局提案 >

### 義肢装具士学校養成所指定規則 別表第1 備考

- 1) 臨床実習 10単位
- 2) 臨床実習は以下を含むものとする。  
義肢装具関連施設で行う実習 4単位以上
- 3) 義肢装具関連施設で行う実習は以下を含むものとする。  
医療提供施設で行う実習 1単位以上
- 4) 医療提供施設で行う実習は以下を含むものとする。  
指導者との実習の講評

# 臨床実習の1単位の時間数見直しに関する事項

## 構成員よりいただいたご意見

- 学生の安心・安全を前提とした臨床実習であるべきであり、1週間当たりの実習時間を45時間を超えて実施しないようにしてほしい。
- 指導者の時間外勤務とともに臨床実習で遅くまで指導を受ける日がある場合には、その分の配慮はすべき（例えば土曜日を休みにする、翌日午後から休みにする、等）。
- 学生からの希望があっても夜10時、11時まで連日臨床実習を行うことがないようにしてほしい。
- 基本的には臨床実習期間は臨床実習先が学生を管理をするため、臨床実習の契約を結ぶ際に週45時間を超えないような取扱いをお願いしたい。
- 学生の過度な実習にならないよう配慮してほしい。
- 40時間以上45時間未満（1単位）を5単位分にて5週間の中で行う等というように臨床実習の契約を結ぶ取り決めに見直せないか。

## （再掲）臨床実習の事務局提案

### 2) 臨床実習1単位の時間数を見直す

臨床実習1単位の時間数を実習の講評や実習時間外に行う学修等の実施を考慮し、その時間も含めて45時間以内とする。

### 3) 学生の過度な負担とならぬための配慮

連日の長時間の実習とならぬよう学生の過度な負担を考慮し、1単位が1週間に収まることを目安に調整する。

## <現行の指導ガイドライン>

### 義肢装具士学校養成所指導ガイドライン

#### 4 授業に関する事項

- (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

- (3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって計算すること。

## <事務局提案（現行に追記）>

### 義肢装具士学校養成所指導ガイドライン

#### 4 授業に関する事項

- (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

- (3) 臨床実習は1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、臨床実習指導者との実習の講評や実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とすること。
- (4) 臨床実習は1単位を1週間に収めることを目安に調整すること。

# 臨床実習指導者の要件に関する事項について(1)

## 構成員よりいただいたご意見

- 要件案に車椅子やシーティング業界等の義肢装具士がいない施設での臨床実習を想定し、「福祉用具分野において5年以上の実務経験を要する者」とある一方、「義肢装具士が配置されていることが望ましい」との文言は矛盾が生じている。
- 福祉用具専門分野（車椅子やシーティング業界等）には、義肢装具士がいることが少ない。
- 福祉機器の指導者が抑々少ないため、福祉機器の実務経験が5年ある方を指導者とする考えは現実的に理解できる。
- 義肢装具士・医師の教育職は、5年の実務経験といっても様々であり、細かな取決めなく指導者と認めるならば、せめて国として決めた指導要綱の中での指導者としてはどうか。

## 事務局提案

福祉用具関連の臨床実習を行う機会が増えたことから、福祉用具専門分野において5年以上の実務経験を有する者を実習指導者として追加する。また、義肢装具士は厚生労働省の定める基準に合った「義肢装具士臨床実習指導者講習会」を修了した実習指導者であることが望ましく、福祉用具専門分野において実習指導者になるものは、当該講習の修了者あることを必須とする。

## 義肢装具士学校養成所指定規則<現行>

第4条(学校及び養成所の指定基準)

1 (略)

1~9 (略)

10 臨床実習を行うのに適当な病院又は診療所及び製作実習を行うのに適当な義肢装具製作所を実習施設として利用し、こと並びに当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

11~12 (略)

## 義肢装具士養成所ガイドライン<現行>

6 (臨床実習に関する事項)

(1) (略)

(2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は義肢装具士として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であること。

(3)~(4) (略)

## <事務局の提案>

### 義肢装具士学校養成所指定規則

第4条(学校及び養成所の指定基準)

1 (略)

1~9 (略)

10 変更なし

11~12 (略)

※ 実習指導者となる福祉用具専門分野において5年以上の実務経験を有する者は、厚生労働省の定める基準に合った「義肢装具士臨床実習指導者講習会」を修了したものであること。

### 義肢装具士養成所ガイドライン

6 (臨床実習に関する事項)

(1) (略)

(2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は義肢装具士として5年以上の実務経験をする者、又は福祉用具専門分野において5年以上の実務経験を有する者であって、十分な指導能力を有する者であること。

(3) 臨床実習を行う施設において、厚生労働省の定める基準に合った「義肢装具士臨床実習指導者講習会」を修了した者が配置されていることが望ましいこと。

(4)~(5) (略)

# 臨床実習指導者の要件に関する事項について(2)

臨床実習指導者講習会における厚生労働省の定める基準は以下のとおりとする。

## (通知) 臨床実習指導者講習会の開催指針(案) (事務局提案)

### 第1 趣旨

指針は、ガイドラインに規定する指導者講習会の形式、内容等を定めることにより、指導者講習会の質の確保を図り、もって臨床実習指導者(以下「実習指導者」という。)の資質の向上及び臨床実習を行う病院・施設における適切な指導体制の確保に資することを目的とするものである。

### 第2 開催指針

#### 1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される指導者講習会実施担当者が、指導者講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 指導者講習会主催責任者 1名以上
  - ※ 指導者講習会を主催する責任者
  - ※ (2)との兼務も可
- (2) 指導者講習会企画責任者 1名以上
  - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 指導者講習会世話人
  - グループ討議の1グループ当たり1名以上
  - ※ 企画、運営、進行等に協力する者
  - ※ 指導講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

#### 2. 指導者講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

※連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

#### 3. 受講対象者

実務経験5年以上の義肢装具士または福祉用具専門分野における実務経験が5年以上の者

#### 4. 指導者講習会の形式

ワークショップ(参加者主体の体験型研修)形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 指導者講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 一回当たりの参加者数が50名程度であること。
- ③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた指導者講習会報告書が作成されること。
- ⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

## (通知) 臨床実習指導者講習会の開催指針(案) (事務局提案) (つづき)

### 5. 指導者講習会におけるテーマ

指導者講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。

また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 義肢装具士養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 臨床実習施設における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方  
(ハラスメント防止を含む)
- ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

### 6. 指導者講習会の修了

指導者講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

### 第3 指導者講習会の開催手続き

- (1) 指導者講習会を開催しようとする主催者は、開催日の2カ月前までに、様式2の確認依頼書に係る書類を添えて、厚生労働省医政局医事課まで提出すること。
- (2) 当該指導者講習会が本指針に則ったものであると同課で確認できた場合には、その旨主催者に連絡すること。

(3) 指導者講習会に参加しなかった者及び講習会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。

(4) 指導者講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した指導者講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。

- ① 指導者講習会の名称
- ② 主催者、共催者、後援者等の名称
- ③ 開催日及び開催地
- ④ 指導者講習会主催責任者の氏名
- ⑤ 指導者講習会参加者及び指導者講習会修了者の氏名及び人数
- ⑥ 指導者講習会の目標
- ⑦ 指導者講習会の進行表  
(時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した指導者講習会の時間割)
- ⑧ 指導者講習会の概要  
(グループ討議の結果及び発表の成果を盛り込むこと。)